

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

(1) 居宅介護支援、介護予防支援

○勤務形態一覧の作成について

[事例]

- ・実績の勤務形態一覧が28日(4週)までしか作成されていなかった。
- ・日々の勤務時間や常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が明確になっていなかった。

居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者に関する諸記録を整備しておく必要があります。

原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員について、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にし、勤務の状況等については管理者が一体的に管理をしてください。

なお、管理者と介護支援専門員の業務を兼務している場合は、それぞれの勤務時間数を分けて勤務形態一覧表を作成してください。

○居宅サービス計画等の「軽微な変更」について

[事例]

- ・軽微な変更を行った際に、変更を行った箇所が不明確になっていた。
- ・軽微な変更を行った際に、利用者等に変更内容に関する説明を行った記録が不十分であった。

軽微な変更の際し作成する居宅サービス計画は、どの箇所が変更になったかが分かるように見え消し等で変更するとともに、軽微な変更として取り扱った理由などを第1表の余白や支援経過等に記載してください。

また、軽微な変更を行った内容等について、利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付や相手方、確認方法等を記録してください。

○医療サービスの扱いについて

[事例]

- ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける際、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うこととされていたが、この場合に主治の医師等から直接若しくは文書で意見を徴していなかった。
- ・医療サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した際に、意見を徴した主治の医師等に当該計画書を交付していなかった。

・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないとされています。また、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとされています。

1 居宅サービス計画に新たに医療サービスを位置付ける場合

主治の医師等からの意見を求める必要あり。意見の聴取方法は、直接話をする若しくは医師等の文書

(交付手段は問わない) によるものとします。

2 医療サービスが位置付けられた居宅サービス計画に変更が生じた場合の対応

(1) その他サービス（医療サービスではないサービス）に変更が生じた場合であって、医療サービスに変更がない場合

→ 例えば、通所介護や訪問介護に変更が生じて居宅サービス計画の変更が必要な場合、医療サービスの内容等に変更がないのであれば改めて医師等から意見の聴取は不要です。

(2) その他サービスの変更の有無にかかわらず、医療系サービスにも回数や内容の変更が生じる場合

→ 居宅サービス計画の変更については、ケアマネジャーが日常的なモニタリングの結果、変更が必要と判断した場合に行うものであることから、変更が必要と判断した背景によっても医師の意見聴取の必要性は異なるものとなります。

例えば、事業所の都合による変更の場合であって、一時的な曜日の変更（例：火曜日を水曜日に）や時間の変更（例：10時からを10時30分からに）等については、本人の状況に変化がない場合については改めての意見との聴取は不要であると考えられます。

一方、本人の状況の変化により提供回数の変更やサービス内容の変更が生じた場合には、医師等の意見は必要な場合もあると考えられることから、一律に判断するものではなく、状況に応じた対応をしてください。

・ **主治の医師等の意見を求めて医療サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した場合は、医師に当該計画を交付しなければならないとされています。**

なお、当該計画の変更に当たっては、位置付けた医療サービスに変更が生じる場合のみ、あらためて主治の医師等へ変更後の計画を交付を要するものとし、交付した場合はその旨を支援経過等に記録してください。

○運営基準減算について

運営基準減算は居宅介護支援の質の向上を図る観点から、適正なサービスの提供を確保するためのものであり、遵守されていない場合は利用者ごとに運営基準減算が適用されるものとなります。具体的には次のとおりです。必ずご確認ください、遵守してください。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について、文書を交付して説明を行ってない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2) 居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たっては、次の場合に当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合
(やむを得ない事情がある場合を除く)
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合
- (3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）に当たっては、次の場合に、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が 1 月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が 1 月以上継続する場合

なお、上記(1)の3つ目の内容について、令和6年4月より、努力義務となる見込みですが、できる限り遵守していただきますようお願いいたします。

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。【省令改正】</p> <p>ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合</p> <p>イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合</p>	

基準	
<p><現行></p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p><改定後></p> <p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を<u>得るよう努めなければならない</u>。</p>

○特定事業所加算について

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、令和6年4月より見直される予定です。
算定されている事業所におかれましては、必ず御確認ください。

ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。

イ (主任) 介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。

ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。

エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

なお、詳しい要件について以下の表も参考にしてください。

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</u>			○	
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算又は特定事業所集中減算</u> の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> (居宅介護支援費(II)を算定している場合は <u>50名未満</u>)であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

【事例】

○「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」の議題について、必要な議事が含まれず会議を開催していた。

→ 会議を開催する際は以下の事項を議題に含めて開催してください。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況

- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

なお、その会議内容については必ず記録を残してください。

○ 研修の実施にあたり、介護支援専門員ごとの研修計画が定められていなかった。

→ 当加算を算定する場合、各介護支援専門員の研修計画には以下の項目を含めた上で、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。

- (1) 個別具体的な研修の目標
- (2) 内容
- (3) 研修期間
- (4) 実施時期

なお、各介護支援専門員の研修計画については事業所で必ず保管し、また、併せて研修を実施した際には、実施日、参加者、受講内容等が確認できる報告書等を適切に記録、保管をしてください。

また、年度途中で新たな介護支援専門員の採用等があった場合も必ず研修計画を定めてください。

○入院時情報連携加算について

入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、令和6年4月より、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しがされる予定です。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行うこととなります。詳しい要件について以下の図を参考にしてください。

<p><現行></p> <p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p><改定後></p> <p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月（変更）</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p><u>※ 入院日以前の情報提供を含む。</u> <u>※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</u></p>
<p><現行></p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p><改定後></p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月（変更）</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日の翌日又は翌々日に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p><u>※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</u></p>

[事例]

- ・利用者が病院等に入院するにあたって、病院等の職員に対して情報提供した際に、利用者の心身の状況等の内容が、支援経過等に記録されていなかった。
- ・医療機関に対する情報提供の内容や記録が不十分であった。

- ・ 入院時情報連携加算に係る情報連携において、病院等に提供することが求められている「必要な情報」は、以下のとおりです。
 - (1) 当該利用者の入院日
 - (2) 心身の状況（例えば疾患・病歴，認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）
 - (3) 生活状況（例えば，家族構成，生活歴，介護者の介護方法や家族介護者の状況など）
- ・ 情報提供を行った日時，場所（医療機関へ出向いた場合），内容，提供手段（面談，FAX等）等について居宅サービス計画等に記録してください。
- ・ 令和2年3月に旭川市福祉保険部長寿社会課が発行した「旭川市入退院時の医療と介護の連携の手引き」を参照し，必要な情報を提供または収集するようにしてください
- ・ 情報提供の時期によって加算の区分が変わることから，入院日と情報提供日を支援経過等に記録しておいてください。（同時算定不可）
 - 入院時情報連携加算（Ⅰ） ・ 入院した日のうちに情報提供
 - 入院時情報連携加算（Ⅱ） ・ 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供

○退院・退所加算について

〔事例〕

- ・ 退院・退所加算（Ⅰ）ロの算定について，カンファレンス参加者の要件を満たしていない。

退院・退所加算については，退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関や介護保険施設等との連携を促進する観点から，平成30年度報酬改定で次のとおり見直されています。

- ① 退院・退所時における居宅サービス計画の初回作成の手間を明確に評価する。
- ② 医療機関等との連携回数に応じた評価とする。
- ③ 加えて，医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。

退院・退所加算Ⅰ（ロ），Ⅱ（ロ），Ⅲの算定に当たっては，カンファレンスによる情報収集が必要とされていますが，カンファレンスの要件については以下の要件を満たし，退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては，必要に応じ，福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとされています。

<病院又は診療所>

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

※退院時共同指導料2の注3の要件

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が，在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等，保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士，保険薬局の保険薬剤師，訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。），理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士，ケアマネジャー又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に，多機関共同指導加算として，2,000点を所定点数に加算する。

<地域密着型介護老人福祉施設>

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第134条第6項及び第7項に基づき，入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うにあたり実施された場合の会議。ただし，基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業

<p>者及び入所者またはその家族が参加するものに限る。</p> <p><介護老人福祉施設></p> <p>指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準第7条第6項及び第7項に基づき，入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うにあたり実施された場合の会議。ただし，基準第2条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者またはその家族が参加するものに限る。</p>
<p><介護老人保健施設></p> <p>介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準第8条第6項に基づき，入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし，基準第2条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。</p>
<p><介護医療院></p> <p>介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準第12条第6項に基づき，入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし，基準第4条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。</p>
<p><介護療養型医療施設（平成35年度末までに限る。）></p> <p>健康保険法等の一部を改訂する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準第9条第5項に基づき，患者に対する指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし，基準第2条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び患者又はその家族が参加するものに限る。</p>
<p>となっており，要件を満たすカンファレンスであるか確認することが必要となっていますので，会議の主催者に対し，予め確認をしてください。</p>

○指定介護予防支援の委託について

〔事例〕

- ・介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託している場合において，介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者等に対して，サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回，聴取することとされているが，聴取した事実が確認できない事例があった。
- ・介護予防支援事業所が業務の一部を居宅介護支援事業所に委託しているケースで，居宅介護支援事業所が，利用開始当初の介護予防サービス計画を作成しているのみで，それ以降にモニタリング，サービス担当者会議等，必要な業務を行っていないケースがあり，委託元である介護予防支援事業所が状況を全く把握していなかった。

指定介護予防支援事業者は，法第115条の23第3項（指定介護予防支援事業者は，厚生労働省令で定めるところにより，指定介護予防支援の一部を，厚生労働省令で定める者に委託することができる。）の規定により**指定介護予防支援の一部を委託する場合には，次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。**

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- 三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1条の2、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

なお、委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者です。

指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等についての必要な援助・指導を行うことが必要です。

2 その他留意事項

○指定介護予防支援の指定について

令和6年度の介護報酬改定により、居宅介護支援事業者も介護予防支援の指定を受けることができる予定です。指定を希望される事業者におかれましては、下記から該当ページをご確認ください。

・ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 申請・届出> 指定介護予防支援事業の新規指定・指定更新について

○適切なケアマネジメントについて

[事例]

- ・有料老人ホームに入居したが、併設する訪問介護事業所以外のサービスを利用しないよう言われ、これまで通っていたデイサービスをやめた。

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（介護保険法第69条の34 [介護支援専門員の義務]）となっています。

しかしながら、平成30年度の制度改定により、契約時の説明等が新たに義務付けられ、違反した場合には運営基準減算となることとなったことや、訪問介護の基準に「居宅サービス計画の作成または変更に関し、介護支援専門員や要介護被保険者に対して必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない」という条文が新たに加わっています。こうした改正がされる背景としては、公正中立なケアマネジメントが確保されていないことがあります。

例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思やア

セスメント等を勘案せずに、利用者にとって適切な居宅サービス計画の作成が行われていないなどの実態が指摘されており、ケアマネジメントの質の低下が見られます。

基準条例で定めている居宅介護支援の基本方針でも、公正中立に行われることが求められており、違反する場合は基準に基づいた運営がされていないとも言えます。

また、居宅サービス計画の作成に当たっては、アセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための「最も適切なサービスの組合せ」について検討をすることとなっており、利用者の心身の状況等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する必要があります。

こうしたことから、居宅サービス計画の作成に当たっては、介護保険制度の趣旨について十分に理解をしたうえで、「公平・中立」の立場で業務にあたってください。

○サービス担当者会議の開催について

サービス担当者会議については、居宅サービスの原案を作成した後に、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議であり、利用者の状況等に関する情報の共有や担当者からの専門的な見地からの意見を求めるものです。

それぞれの居宅サービス事業所等からの参加者について、必ずしもサービス提供責任者（訪問介護）や生活相談員（通所介護等）でなければならないとの規定はなく、管理者や介護職員等、基準に基づき事業所に配置がされている職員のうち、利用者の状況を把握している職員であれば職種は問いません。

○居宅サービス事業所等の休業について

緊急やむを得ない事情は、様々なものが考えられますが、仮に緊急やむを得ない事情が発生し突然営業日に営業出来ない事情（急な休業）が発生した場合で、利用者に適切なサービス提供が行えない場合でも、利用者が不利益受けることが無いよう（利用者が必要なサービスを受けることができないことで、利用者が困ることが無いよう）、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のサービス事業所の紹介その他の必要な措置を講じなければなりませんので、必ず行ってください。

また、居宅介護支援事業者が、上記の連絡を受けた場合は、利用者本人を含む関係者協議等を行い、代替サービスの提供等を検討してください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp